

鈴鹿市告示第62号

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後						
別表第1（第2条関係）						
危機管理部						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	自主防災組織活性化事業補助金	地域の防災力の向上に資するため	<u>市長から自主防災組織として結成の承認を受け</u> た日以後の最初の3月31日を経過した自主防災組織	防災資機材等の整備又は修繕、防災啓発活動等に要する経費	交付対象経費の2分の1の額（限度額150千円）	防災危機管理課
略	略	略	略	略	略	略
7	略	略	略	略	略	略

--	--	--	--	--	--	--

略

地域振興部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
5	略	略	略	略	略	略
<u>6</u>	略	略	略	略	略	略

文化スポーツ部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
4	鈴鹿市子ども会連合会活動補助金	<u>こどもの健全育成</u> に寄与するため	鈴鹿市子ども会連合会	交付対象者が行う <u>こどもの健全育成</u> のための事業及び鈴鹿市子ども会連合会加入単位子ども会が行う事業に要する経費	定額	文化振興課
略	略	略	略	略	略	略
6	略	略	略	略	略	略
<u>7</u> ～ <u>11</u>	略	略	略	略	略	略

12 ～ 19	略	略	略	略	略	略

環境部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
4	資源ごみ回収活動奨励金	一般廃棄物の減量化及び資源としての再生利用を促進するため	資源ごみ回収活動を実施する市民で構成する団体	資源ごみ回収活動に要する経費	資源ごみの重量1キログラム当たり <u>2円</u>	廃棄物対策課
略	略	略	略	略	略	略

こども政策部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	児童健全育成事業費補助金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の健全な育成を図るため	鈴鹿市母子寡婦福祉会	交付対象者の実施事業に要する経費	定額	<u>こども政策課</u>
2	ファミリー・サポート・センター事業利用助成金	一人親家庭等の仕事と育児の両立ができる環境を整備するため	別に定める要件を満たす者	ファミリー・サポート・センター事業の利用に要する1月の経費	交付対象経費に10分の3を乗じて得た額（100円未満切捨て）	<u>こども政策課</u>

3	乳幼児健康支援一時預かり事業修繕費補助金	乳幼児健康支援一時預かり事業の実施と継続性を確保するため	乳幼児健康支援一時預かり事業受託事業者	老朽化した施設の修繕に要する経費	交付対象経費	<u>こども政策課</u>
4	放課後児童健全育成事業補助金	児童の健全育成の向上を図るため	鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第16号）で定める基準に適合した児童クラブ	放課後児童の育成及び指導を行う活動に要する運営費その他別に定める経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども政策課</u>
<u>5</u>	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため	別に定める要件を満たす者	厚生労働大臣が指定する教育訓練講座等の受講に要する経費	別に定める額	<u>こども政策課</u>
<u>6</u>	高等職業訓練促進給付金及び高等職	母子家庭の母及び父子家庭の父の資格取得を促進するため	資格取得養成機関で修業する母子家庭の母及び父子家庭の父で	別に定める資格の取得に係る養成訓練の修業に要する	高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修	<u>こども政策課</u>

	業訓練修了支援給付金		別に定める要件を満たすもの	経費	了支援給付金として別に定める額	
<u>7</u>	物価高騰対策子ども食堂食材費補助金	原油価格・物価高騰の影響を受けている子ども及びその保護者の安定した食事の機会を確保するため	市内において子ども食堂等を開催するもののうち、別に定める要件を満たすもの	食事の提供に要する経費	交付対象経費（限度額月額2万円）	<u>こども政策課</u>
<u>8</u>	私立保育所等児童検診補助金	入所児童の健全な育成を図るため	私立保育所等を設置する者	児童検診に係る嘱託医に対する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
<u>9</u>	私立保育所等延長保育事業費補助金	児童の適切な保育環境を確保し、その健全な発育を図るため	延長保育事業を実施する私立保育所等を設置する者	延長保育事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
<u>10</u>	私立保育所等低年齢児保育事業費補助金	低年齢児の保育の円滑な実施を促進するため	低年齢児保育事業を実施する私立保育所等を設置する者	低年齢児保育事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>

	助金					
<u>11</u>	私立保育所等一時預かり事業費補助金	一時預かり事業の促進及び児童の福祉の向上を図るため	一時預かり事業を実施する私立保育所等を設置する者	一時預かり事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
<u>12</u>	私立保育所等家庭支援推進保育事業費補助金	家庭環境に配慮を要する児童等の処遇の向上を図るため	家庭支援推進保育事業を実施する <u>私立保育所等</u> を設置する者	家庭支援推進事業を実施するために配置する保育士に係る人件費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
<u>13</u>	私立保育所等特別支援保育事業費補助金	障がい児の発達支援及び重度アレルギー児に対し安全な給食の提供を推進するため	特別支援保育事業を実施する私立保育所等を設置する者	特別支援保育事業の実施のために配置する保育士等に係る人件費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
<u>14</u>	認可外保育施設運営費補助金	認可外保育施設を利用する児童の安全の保持及びその心身の順調な発達を図るため	認可外保育施設を設置する者のうち、別に定める要件を満たす者	認可外保育施設において常勤保育従事者2人を雇用するために要する経費	交付対象経費の2分の1の額（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
<u>15</u>	認可外保育施設衛生・安全対策事業費補助金	認可外保育施設の保育の充実を図るため	認可外保育施設を設置する者のうち、別に定める要件を満たす者	保育従事者及び調理担当職員に対する健康診断に要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
<u>16</u>	私立幼稚	教育環境の充実	私立幼稚園の設	教育環境整備	交付対象経	<u>こど</u>

	園教育環境整備事業費補助金	を図るため	置者	事業に要する経費	費の2分の1の額（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
17	私立幼稚園園児健康管理費補助金	園児の疾病の早期発見を促し、その健康の保持増進を図るため	私立幼稚園の設置者	園児の健康管理のために実施する検診に要する経費	交付対象経費（別に定める限度額以内の額）	<u>こども育成課</u>
18	私立幼稚園等一時預かり事業費補助金	一時預かり事業の促進及び児童の福祉の向上を図るため	一時預かり事業を実施する私立幼稚園等を設置する者	一時預かり事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
19	特定教育・保育施設整備費補助金	施設環境及び児童福祉の向上を図るため	特定教育・保育施設を整備する社会福祉法人及び学校法人	施設の新設、大規模修繕、改造又は整備に要する経費	三重県の補助金の2分の1の額	<u>こども育成課</u>
20	私立幼稚園等実費徴収補足給付事業費補助金	低所得者世帯等の経済的負担の軽減を図るため	私立幼稚園等に在園する園児の保護者のうち、別に定める要件を満たす者	給食費として交付対象者が支払う費用のうち、副食材料費相当額	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
21	私立保育所等保育体制強化事業費補助金	保育士の業務の負担の軽減を図るため	保育体制強化事業を実施する私立保育所等を設置する者	保育体制強化事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>こども育成課</u>
22	私立保育	多言語化する保	私立保育所等を	通訳を行う職	交付対象経	<u>こども育成課</u>

	所等通訳 雇用支援 補助金	育所等における 保育の充実化を 図るため	設置する者のう ち、別に定める 要件を満たす者	員を雇用する ために要する 費用	費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>こど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>
<u>23</u>	私立保育 所等休日 保育事業 費補助金	私立保育所等に おける休日保育 事業の充実を図 るため	休日保育事業を 実施する私立保 育所等を設置す る者	休日保育事業 を実施するた めに要する経 費	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>こど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>
<u>24</u>	私立保育 所等保育 士・幼稚 園教諭処 遇充実・ 定着化補 助金	保育士等の処遇 を充実させるこ とにより、その 定着を図るため	私立保育所等を 設置する者	保育士等の処 遇の充実に要 する経費	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>こど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>
<u>25</u>	多様な集 団活動事 業の利用 支援事業 費補助金	小学校就学前の 子どもを対象と した多様な集団 活動事業を利用 する幼児の保護 者の経済的負担 の軽減を図るた め	対象施設等に在 籍する幼児の保 護者のうち、別 に定める要件を 満たす者	利用料として 交付対象者が 支払う費用（ 入園料、施設 整備費、延長 利用又は預か り保育の利用 料、実費徴収 費等を除く。）	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>こど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>
<u>26</u>	私立保育 所等医療 的ケア児 保育支援 事業費補 助金	私立保育所等に おける医療的ケ ア児に対する保 育の充実を図る ため	医療的ケア児保 育支援事業を実 施する私立保育 所等を設置する 者	医療的ケア児 保育支援事業 を実施するた めに配置する 看護師等に係 る人件費	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>こど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>

<u>27</u>	物価高騰 対策私立 保育所等 運営支援 給付金	原油価格・物価 高騰の影響を受 けている私立保 育所等の運営の 安定化を図るた め	私立保育所等を 設置する者	私立保育所等 の運営に要す る電気料金及 びガス料金	利用定員数 に別に定め る額を乗じ た額	<u>こど も育 成課</u>
<u>28</u>	私立保育 所等保育 補助者雇 上強化事 業費補助 金	保育士の業務負 担の軽減及び保 育人材の確保を 図るため	保育補助者雇上 強化事業を実施 する私立保育所 等を設置する者	保育補助者雇 上強化事業を 実施するため に要する経費	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>こど も育 成課</u>
<u>29</u>	児童養護 施設等退 所者自立 支援金	児童養護施設等 退所者の退所後 の自立を支援す るため	児童養護施設等 を18歳（措置延 長の場合にあっ ては、20歳）に 到達したこと により退所する者 で、退所後の自 立に向けた費用 の支弁が困難で あるもの	児童養護施設 等退所者の退 所後の自立の ために要する 経費	児童養護施 設等退所者 1人につき 100千円	<u>こど も家 庭支 援課</u>
<u>30</u>	不妊治療 費助成金	不妊治療を受け る夫婦の経済的	不妊治療を受け る夫婦で別に定	特定不妊治療 に要する経費	別に定める 額	<u>こど も保</u>

		負担の軽減及び 少子化対策に寄 与するため	める要件を満た すもの	(別に定める 経費等を除く 。)		<u>健課</u>
<u>31</u>	不育症治 療費助成 金	不育症に悩む夫 婦の経済的負担 の軽減及び少子 化対策に寄与す るため	不育症治療を受 ける夫婦で別に 定める要件を満たすもの	不育症治療に 要する経費 (別 に定める経 費等を除く。)	別に定める 額	<u>こど</u> <u>も保</u> <u>健課</u>
<u>32</u>	妊婦一般 健康診査 県外受診 助成金	妊婦の保健管理 の向上を図るた め	県外医療機関等 において健康診 査を受診した妊 婦のうち、別に 定める要件を満たす者	県外医療機関 等において受 診した健康診 査に要する費 用	交付対象経 費 (健康診 査の項目ご とに定める 限度額以内 の額)	<u>こど</u> <u>も保</u> <u>健課</u>
<u>33</u>	産婦健康 診査県外 受診助成 金	産婦の保健管理 の向上を図るた め	県外医療機関等 において健康診 査を受診した産 婦のうち、別に 定める要件を満たす者	県外医療機関 等において受 診した健康診 査に要した費 用	交付対象経 費 (1 回に つき限度額 5 千円)	<u>こど</u> <u>も保</u> <u>健課</u>
<u>34</u>	新生児聴 覚スクリ ーニング 検査助成 金	聴覚に関する異 常の早期発見及 び早期支援を図 り、新生児の健 康増進に寄与す るため	市内に住所を有 する者で、市外 医療機関等にお いて新生児聴覚 スクリーニング 検査を受けた者 の保護者	新生児聴覚ス クリーニング 検査に要する 費用	交付対象経 費 (1 回に つき限度額 3 千円)	<u>こど</u> <u>も保</u> <u>健課</u>
<u>35</u>	多胎妊娠 の妊婦健	多胎児を妊娠し た妊婦の保健管	市内に住所を有 する者で多胎児	通常の14回の 妊婦健康診査	交付対象経 費 (1 回に	<u>こど</u> <u>も保</u>

	康診査助 成金	理の向上を図る ため	を妊娠している もの	に追加して受 診する健康診 査に要する費 用	つき限度額 5千円)	<u>健課</u>
36	出産・子 育て応援 給付金	妊婦及び子育て 家庭が安心して 出産し、及び子 育てができる環 境の整備を図る ため	妊婦及び出生し た <u>こども</u> を養育 する者	出産及び育児 に要する費用	妊婦及び出 生した <u>こど も</u> 1人につ き50千円	<u>こど も保 健課</u>
37	1か月児 健康診査 受診助成 金	新生児の保健管 理の向上を図る ため	市内に住所を有 する者で、市外 医療機関等にお いて1か月児健 康診査を受診し た者の保護者	1か月児健康 診査に要する 費用	交付対象経 費（1回に つき限度額 <u>6千円</u> ）	<u>こど も保 健課</u>
38	<u>妊婦支援 給付金</u>	<u>妊婦が安心して 出産し、及び子 育てができる環 境の整備を図る ため</u>	<u>妊婦給付認定を 受けた者</u>	<u>出産及び育児 に要する費用</u>	<u>妊婦及び出 生したこど も1人につ き50千円</u>	<u>こど も保 健課</u>

健康福祉部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
12	単位老人 クラブ補 助金	高齢者の自立し た生活の継続及 び介護予防に資 するため	単位老人クラブ	交付対象者の 活動に要する 経費	単位老人ク ラブ会員数 に524円を乗 じた額（重	長寿 社会 課

					点配分事業 を実施する 交付対象者 にあつては <u>、別に定め る額を加算</u>)	
13 ～ 17	略	略	略	略	略	略
18	<u>補聴器購 入費助成 金</u>	<u>難聴者のコミュ ニケーション能 力の向上を図り 、認知症、うつ 病等の発症リス クを低減させる ため</u>	<u>身体障害者手帳 の交付の対象と ならない難聴者 のうち、50歳以 上の者であつて 、別に定める要 件を満たすもの</u>	<u>補聴器の購入 に要する経費</u>	<u>交付対象経 費（限度額 22千円）</u>	<u>長寿 社会 課</u>
19 ～ 23	略	略	略	略	略	略
24	<u>重度身体 障害者等 移送支援 事業補助 金</u>	<u>重度障害者等の 自立生活及び社 会参加を推進す るため</u>	鈴鹿市社会福祉 協議会	人件費及び事 業費	定額	障が い福 祉課
25 ～ 28	略	略	略	略	略	略
29	社会福祉	障害者の地域に	共同生活援助事	社会福祉施設	上限 <u>24,000</u>	障が

	施設等整備費補助金	おける生活の充実及び社会参加の促進を図るため	業所を整備する法人等	等の整備に要する経費	千円	い福祉課
30	略	略	略	略	略	略
31	略	略	略	略	略	略
32	三重県身体障害者福祉大会補助金	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び障害者施策に対する理解促進を図るため	公益社団法人三重県障害者団体連合会	三重県身体障害者福祉大会の開催に要する経費	交付対象経費（限度額100千円）	障がい福祉課
33 ～ 43	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略
46	带状疱疹ワクチン	予防接種の促進を図り、市民の	市内に住所を有する50歳以上の	带状疱疹ワクチンの接種に	別に定める額	地域医療

	接種費助 成金	健康増進に寄与 するため	者であって、令 和6年度中に帯 状疱疹ワクチン を1回接種した もの	要する費用		推進 課
	略	略	略	略	略	略
49	略	略	略	略	略	略
50	がん診療 医療機器 整備事業 補助金	良質かつ適切な がん医療を効率 的に提供する体 制の整備を図り 、市民の健康の 保持に寄与する ため	三重県知事にお いて地域がん診 療連携拠点病院 と指定された医 療機関	がん医療提供 体制の整備の ために購入す るがん診療医 療機器のうち 、市長が必要 と認めたもの の購入に要す る経費	別に定める 額	地域 医療 推進

産業振興部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
7	略	略	略	略	略	略
8 ・ 9	略	略	略	略	略	略

<u>10</u> ～ <u>13</u>	略	略	略	略	略	略
<u>14</u>	小規模事業者資金	資金調達の円滑化を促進し、小	市内に主たる事業所又は営業所	三重県信用保証協会の保証	設備資金保証料の額（	商業観光

	円滑化促進制度保証料、利子補給金	規模事業者の育成を図るため	を有する小規模事業者	を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る保証料及び設備資金に係る借入金利子	別に定める 限度額以内 の額) 及び 貸付利率のうち年1.0 %以内の額 (融資に係る利子の最初の支払日から起算した5年分を限度とする。)並びに 運転資金保証料の額(別に定める 限度額以内 の額)	政策課
<u>15</u>	略	略	略	略	略	略
<u>16</u>	創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金	創業時の資金調達の負担を軽減し創業者の育成及び振興を図るため	主たる事業所又は営業所を市内に有し、又は設置しようとする事業者	三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る保証料	設備資金及び運転資金保証料の額 (別に定める 限度額以内 の額)	商業観光政策課
<u>17</u> ～ <u>26</u>	略	略	略	略	略	略

<u>27</u>	<u>創業促進 補助金</u>	<u>創業時の経営基 盤の安定化を図 るとともに市内 における創業を 促進するため</u>	<u>市内において創 業する者のうち 、別に定める要 件を満たす者</u>	<u>別に定める創 業に要する経 費</u>	<u>交付対象経 費の2分の 1以内の額 (限度額30 0千円)</u>	<u>商業 観光 政策 課</u>
<u>28</u>	略	略	略	略	略	略
<u>29</u>	機構集積 協力金	担い手への農地 の集積及び集約 化を促進するた め	農地中間管理事 業の推進に関す る法律（平成25 年法律第101号 ）第2条第4項 に規定する農地 中間管理機構を 通じた農地の集 積及び集約化に 協力する地域で 別に定める要件 を満たすもの	担い手へ農地 の利用集積及 び集約化に協 力した地域に 対する協力金	別に定める 額	農林 水産 課
<u>30</u> ～ <u>37</u>	略	略	略	略	略	略
<u>38</u>	略	略	略	略	略	略
<u>39</u>	農地利用 効率化等	農業者（経営体 ）の農業用機械	<u>地域計画の目標 地図において農</u>	農業用機械又 は施設の導入	別に定める 額	農林 水産

	支援事業 費補助金	等の導入の促進 のため	<u>業を担う者とし て位置付けられ た者等</u>	等に要する経 費		課
<u>40</u>	担い手確 保・経営 強化支援 事業費補 助金	先進的な農業経 営の確立に意欲 的な地域の担い 手の農業用機械 等の導入の促進 のため	<u>地域計画の目標 地図において農 業を担う者とし て位置付けられ た者等</u>	農業用機械又 は施設の導入 等に要する経 費	別に定める 額	農林 水産 課
<u>41</u>	公共緑化 活動事業 補助金	若手植木業者の 植栽技術の向上 のため	みのり会	植栽事業に要 する苗木、肥 料、用土等の 経費	交付対象経 費の2分の 1以内の額 (限度額 <u>15 0千円</u>)	農林 水産 課
<u>42</u> ～ 68	略	略	略	略	略	略
<u>69</u>	経営継承 ・発展等 支援事業 費補助金	地域の農地利用 等を担う経営体 を確保するため	<u>地域計画</u> に基づ く経営体等の経 営の後継者であ って、別に定め る要件を満たす もの	後継者が取り 組む経営発展 に要する経費	別に定める 額	農林 水産 課
<u>70</u> ～ <u>77</u>	略	略	略	略	略	略

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
10	特定空家等除却費補助金	市内の特定空家等の除却を促進し、地域住民の安全及び生活環境の保全を図るため	別に定める要件を満たす特定空家等の所有者等	別に定める要件を満たす特定空家等の除却工事に要する経費	交付対象経費の3分の1の額（限度額 <u>50万円</u> ）	住宅政策課

略

上下水道局

略

教育委員会事務局

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
<u>1</u>	<u>私学振興費補助</u>	<u>学校教育の振興及び充実を図るため</u>	<u>私立高等学校及び中等教育学校を運営する学校法人、学校法人三重朝鮮学園及び学校法人倉橋学園伯人学校イーエーエス鈴鹿</u>	<u>教育に係る教材教具の購入、施設の整備等教育環境の向上に資する事業に要する経費</u>	<u>別に定める額</u>	<u>教育総務課</u>
<u>2</u>	<u>特別支援教育振興補助</u>	<u>特別支援教育の振興及び充実を図るため</u>	<u>鈴鹿市特別支援教育研究会</u>	<u>特別支援教育の実践研究及び市内特別支援学級合同開催事業（卒業</u>	<u>定額</u>	<u>教育指導課</u>

				生を送る会 ）の開催等 に要する経 費		
3	市中体連 運営補助	中学校部活動の 充実及び生徒の 運動能力の育成 を図るため	鈴鹿市中学校体 育連盟	鈴鹿市中学 校体育連盟 体育大会の 開催に要し た経費	定額	教育 指導 課
4	部活動費 補助	生徒の部活動に おける技能の向 上及び健全育成 に資するため	中学校教育推進 委員会	中体連主催 の大会又は 文化的大会 の参加に要 する経費	別に定める 額	教育 指導 課
5	鈴鹿市P T A連合 会活動補 助金	青少年の健全育 成に寄与するた め	鈴鹿市P T A連 合会	交付対象者 が行う青少 年健全育成 に係る活動 に要した経 費	別に定める 額	教育 支援 課

別表第2（第3条関係）

区分	補助金等の名称	所管課
1	略	略
2～9	略	略
10	ファミリー・サポート・センター事業利用助成金	こども政策課
11	自立支援教育訓練給付金	こども政策課
12	高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金	こども政策課

<u>13</u>	私立保育所等児童検診補助金	<u>こども育成課</u>
<u>14</u>	私立幼稚園教育環境整備事業費補助金	<u>こども育成課</u>
<u>15</u>	私立幼稚園園児健康管理費補助金	<u>こども育成課</u>
<u>16</u>	私立幼稚園等実費徴収補足給付事業費補助金	<u>こども育成課</u>
<u>17</u>	多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金	<u>こども育成課</u>
<u>18</u>	物価高騰対策私立保育所等運営支援給付金	<u>こども育成課</u>
<u>19</u>	妊婦一般健康診査県外受診助成金	<u>こども保健課</u>
<u>20</u>	産婦健康診査県外受診助成金	<u>こども保健課</u>
<u>21</u>	新生児聴覚スクリーニング検査助成金	<u>こども保健課</u>
<u>22</u>	多胎妊娠の妊婦健康診査助成金	<u>こども保健課</u>
<u>23</u>	1 か月児健康診査受診助成金	<u>こども保健課</u>
<u>24～37</u>	略	略
<u>38～41</u>	略	略
<u>42～46</u>	略	略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

改 正 前

別表第 1 （第 2 条関係）

危機管理部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	自主防災組織活性化事業補助金	地域の防災力の向上に資するため	<u>市から防災資機材等を提供され、当該防災資機材等の提供を受けた日以後の最初の 3 月 31 日を経過した自主防災組織</u>	防災資機材等の整備又は修繕、防災啓発活動等に要する経費	交付対象経費の 2 分の 1 の額（限度額 150 千円）	防災危機管理課
略	略	略	略	略	略	略
7	略	略	略	略	略	略
8	<u>防犯カメラ設置費補助金</u>	<u>犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の</u>	<u>別に定める要件を満たす自治会、地域づくり協</u>	<u>防犯カメラの購入及び設置に要する経費</u>	<u>交付対象経費の 2 分の 1 の額（防</u>	<u>交通防犯課</u>

		<u>防犯活動を支援 するため</u>	<u>議会、商店街振 興組合等その他 市長が認める団 体</u>		<u>犯カメラ 1 台につき限 度額100千円)</u>	
<u>9</u>	<u>特殊詐欺 被害防止 機器設置 費補助金</u>	<u>特殊詐欺による 高齢者の被害を 未然に防止する ため</u>	<u>別に定める要件 を満たす特殊詐 欺被害防止機器 を設置する65歳 以上の者</u>	<u>特殊詐欺被害 防止機器の購 入及び設置に 要する経費</u>	<u>交付対象経 費の 2 分の 1 の額（特 殊詐欺被害 防止機器 1 台につき限 度額 5 千円）</u>	<u>交通 防犯 課</u>

略

地域振興部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
5	略	略	略	略	略	略
<u>6</u>	<u>在住外国 人支援団 体活動費 補助金</u>	<u>在住外国人が暮 らしやすい生活 環境を形成し、 地域住民と共生 を図るため</u>	<u>市内を拠点とし て活動する国際 交流活動推進団 体</u>	<u>市内在住外国 人が暮らしや すい生活環境 を形成するた めの事業又は 市内在住外国 人と地域住民 が共生を図る ことを目的と する事業に要 する経費</u>	<u>1 団体につ き年額95千 円以内</u>	<u>市民 対話 課</u>
<u>7</u>	略	略	略	略	略	略

文化スポーツ部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
4	鈴鹿市子ども会連合会活動補助金	<u>子どもの健全育成に寄与するため</u>	鈴鹿市子ども会連合会	交付対象者が行う <u>子どもの健全育成のための事業</u> 及び鈴鹿市子ども会連合会加入単位子ども会が行う事業に要する経費	定額	文化振興課
略	略	略	略	略	略	略
6	略	略	略	略	略	略
7	<u>ガールスカウト三重県第10団活動補助金</u>	<u>青少年の健全育成に寄与するため</u>	<u>ガールスカウト三重県第10団</u>	交付対象者が行う <u>青少年の健全育成のための事業に要する経費</u>	定額	文化振興課
8 ～ 12	略	略	略	略	略	略
13	<u>伊勢国分寺まつり助成金</u>	<u>史跡伊勢国分寺跡歴史公園を活用した地域づくりを推進するため</u>	<u>伊勢国分寺まつり実行委員会</u>	<u>伊勢国分寺まつり開催に必要な経費</u>	<u>別に定める基準額以内の額</u>	文化財課
14	木造天神	三重県指定文化	三重県指定文化	木造天神像の	交付対象経	文化

	像防災設備保存事業補助金	財木造天神像の収蔵庫である本殿の修復及び保存のため	財木造天神像の管理者	収蔵庫である本殿の修復に要する経費	費の4分の1の額	財課
15 ～ 22	略	略	略	略	略	略

環境部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
4	資源ごみ回収活動奨励金	一般廃棄物の減量化及び資源としての再生利用を促進するため	資源ごみ回収活動を実施する市民で構成する団体	資源ごみ回収活動に要する経費	資源ごみの重量1キログラム当たり3円	廃棄物対策課
略	略	略	略	略	略	略

子ども政策部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	児童健全育成事業費補助金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の健全な育成を図るため	鈴鹿市母子寡婦福祉会	交付対象者の実施事業に要する経費	定額	子ども政策課
2	ファミリー・サポート・センター事業利用助成金	一人親家庭等の仕事と育児の両立ができる環境を整備するため	別に定める要件を満たす者	ファミリー・サポート・センター事業の利用に要する1月の経費	交付対象経費に10分の3を乗じて得た額（100円未満切捨て）	子ども政策課

3	乳幼児健康支援一時預かり事業修繕費補助金	乳幼児健康支援一時預かり事業の実施と継続性を確保するため	乳幼児健康支援一時預かり事業受託事業者	老朽化した施設の修繕に要する経費	交付対象経費	<u>子ども政策課</u>
4	放課後児童健全育成事業補助金	児童の健全育成の向上を図るため	鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第16号）で定める基準に適合した児童クラブ	放課後児童の育成及び指導を行う活動に要する運営費その他別に定める経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>子ども政策課</u>
5	<u>放課後児童クラブ</u> <u>ひとり親家庭利用料支援事業補助金</u>	<u>ひとり親家庭の経済的負担の軽減及び放課後児童クラブの健全な運営の確保を図るため</u>	<u>ひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブを運営するもの</u>	<u>交付対象者が減免した利用料の合計額</u>	<u>交付対象経費（限度額1人当たり月額6千円）</u>	<u>子ども政策課</u>
6	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため	別に定める要件を満たす者	厚生労働大臣が指定する教育訓練講座等の受講に要する経費	別に定める額	<u>子ども政策課</u>
7	高等職業訓練促進給付金及び高等職	母子家庭の母及び父子家庭の父の資格取得を促進するため	資格取得養成機関で修業する母子家庭の母及び父子家庭の父で	別に定める資格の取得に係る養成訓練の修業に要する	高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修	<u>子ども政策課</u>

	業訓練修了支援給付金		別に定める要件を満たすもの	経費	了支援給付金として別に定める額	
8	放課後児童クラブ安全対策事業費補助金	送迎用バスを利用する児童の安全確保を図るため	鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に適合した児童クラブ	送迎用バスに事故防止安全管理装置を設置するために要する経費	交付対象経費（限度額88千円）	子ども政策課
9	物価高騰対策子ども食堂食材費補助金	原油価格・物価高騰の影響を受けている子ども及びその保護者の安定した食事の機会を確保するため	市内において子ども食堂等を開催するものうち、別に定める要件を満たすもの	食事の提供に要する経費	交付対象経費（限度額月額2万円）	子ども政策課
10	私立保育所等児童検診補助金	入所児童の健全な育成を図るため	私立保育所等を設置する者	児童検診に係る嘱託医に対する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	子ども育成課
11	私立保育所等延長保育事業費補助金	児童の適切な保育環境を確保し、その健全な発育を図るため	延長保育事業を実施する私立保育所等を設置する者	延長保育事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	子ども育成課
12	私立保育所等低年齢児保育事業費補助金	低年齢児の保育の円滑な実施を促進するため	低年齢児保育事業を実施する私立保育所等を設置する	低年齢児保育事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	子ども育成課

	助金					
<u>13</u>	私立保育所等一時預かり事業費補助金	一時預かり事業の促進及び児童の福祉の向上を図るため	一時預かり事業を実施する私立保育所等を設置する者	一時預かり事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>子ども育成課</u>
<u>14</u>	私立保育所家庭支援推進保育事業費補助金	家庭環境に配慮を要する児童等の処遇の向上を図るため	家庭支援推進保育事業を実施する <u>私立保育所</u> を設置する者	家庭支援推進事業を実施するために配置する保育士に係る人件費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>子ども育成課</u>
<u>15</u>	私立保育所等特別支援保育事業費補助金	障がい児の発達支援及び重度アレルギー児に対し安全な給食の提供を推進するため	特別支援保育事業を実施する私立保育所等を設置する者	特別支援保育事業の実施のために配置する保育士等に係る人件費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>子ども育成課</u>
<u>16</u>	認可外保育施設運営費補助金	認可外保育施設を利用する児童の安全の保持及びその心身の順調な発達を図るため	認可外保育施設を設置する者のうち、別に定める要件を満たす者	認可外保育施設において常勤保育従事者2人を雇用するために要する経費	交付対象経費の2分の1の額（別に定める基準額以内の額）	<u>子ども育成課</u>
<u>17</u>	認可外保育施設衛生・安全対策事業費補助金	認可外保育施設の保育の充実を図るため	認可外保育施設を設置する者のうち、別に定める要件を満たす者	保育従事者及び調理担当職員に対する健康診断に要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	<u>子ども育成課</u>
<u>18</u>	私立幼稚	教育環境の充実	私立幼稚園の設	教育環境整備	交付対象経	<u>子ども</u>

	園教育環境整備事業費補助金	を図るため	置者	事業に要する経費	費の2分の1の額（別に定める基準額以内の額）	も育 成課
19	私立幼稚園園児健康管理費補助金	園児の疾病の早期発見を促し、その健康の保持増進を図るため	私立幼稚園の設置者	園児の健康管理のために実施する検診に要する経費	交付対象経費（別に定める限度額以内の額）	子ども育 成課
20	私立幼稚園等一時預かり事業費補助金	一時預かり事業の促進及び児童の福祉の向上を図るため	一時預かり事業を実施する私立幼稚園等を設置する者	一時預かり事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	子ども育 成課
21	特定教育・保育施設整備費補助金	施設環境及び児童福祉の向上を図るため	特定教育・保育施設を整備する社会福祉法人及び学校法人	施設の新設、大規模修繕、改造又は整備に要する経費	三重県の補助金の2分の1の額	子ども育 成課
22	私立幼稚園等実費徴収補足給付事業費補助金	低所得者世帯等の経済的負担の軽減を図るため	私立幼稚園等に在園する園児の保護者のうち、別に定める要件を満たす者	給食費として交付対象者が支払う費用のうち、副食材料費相当額	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	子ども育 成課
23	私立保育所等保育体制強化事業費補助金	保育士の業務の負担の軽減を図るため	保育体制強化事業を実施する私立保育所等を設置する者	保育体制強化事業を実施するために要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	子ども育 成課
24	私立保育	多言語化する保	私立保育所等を	通訳を行う職	交付対象経	子ども

	所等通訳 雇用支援 補助金	育所等における 保育の充実化を 図るため	設置する者のう ち、別に定める 要件を満たす者	員を雇用する ために要する 費用	費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>も育</u> <u>成課</u>
<u>25</u>	私立保育 所等休日 保育事業 費補助金	私立保育所等に おける休日保育 事業の充実を図 るため	休日保育事業を 実施する私立保 育所等を設置す る者	休日保育事業 を実施するた めに要する経 費	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>子ど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>
<u>26</u>	私立保育 所等保育 士・幼稚 園教諭処 遇充実・ 定着化補 助金	保育士等の処遇 を充実させるこ とにより、その 定着を図るため	私立保育所等を 設置する者	保育士等の処 遇の充実に要 する経費	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>子ど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>
<u>27</u>	多様な集 団活動事 業の利用 支援事業 費補助金	小学校就学前の 子どもを対象と した多様な集団 活動事業を利用 する幼児の保護 者の経済的負担 の軽減を図るた め	対象施設等に在 籍する幼児の保 護者のうち、別 に定める要件を 満たす者	利用料として 交付対象者が 支払う費用（ 入園料、施設 整備費、延長 利用又は預か り保育の利用 料、実費徴収 費等を除く。）	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>子ど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>
<u>28</u>	私立保育 所等医療 的ケア児 保育支援 事業費補 助金	私立保育所等に おける医療的ケ ア児に対する保 育の充実を図る ため	医療的ケア児保 育支援事業を実 施する私立保育 所等を設置する 者	医療的ケア児 保育支援事業 を実施するた めに配置する 看護師等に係 る人件費	交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）	<u>子ど</u> <u>も育</u> <u>成課</u>

<u>29</u>	私立保育 所等給食 費支援給 付金	私立保育所等を 利用する児童の 保護者の経済的 負担の軽減を図 るため	私立保育所等を 設置する者	給食の提供に 要する経費	児童 1 人に つき月額 300円	子ど も育 成課
<u>30</u>	物価高騰 対策私立 保育所等 運営支援 給付金	原油価格・物価 高騰の影響を受 けている私立保 育所等の運営の 安定化を図るた め	私立保育所等を 設置する者	私立保育所等 の運営に要す る電気料金及 びガス料金	利用定員数 に別に定め る額を乗じ た額	子ど も育 成課
<u>31</u>	児童養護 施設等退 所者自立 支援金	児童養護施設等 退所者の退所後 の自立を支援す るため	児童養護施設等 を18歳（措置延 長の場合にあっ ては、20歳）に 到達したこと により退所する者 で、退所後の自 立に向けた費用 の支弁が困難で あるもの	児童養護施設 等退所者の退 所後の自立の ために要する 経費	児童養護施 設等退所者 1 人につき 100千円	子ど も家 庭支 援課
<u>32</u>	不妊治療 費助成金	不妊治療を受け る夫婦の経済的	不妊治療を受け る夫婦で別に定	特定不妊治療 に要する経費	別に定める 額	子ど も保

		負担の軽減及び 少子化対策に寄 与するため	める要件を満た すもの	(別に定める 経費等を除く 。)		<u>健課</u>
33	不育症治 療費助成 金	不育症に悩む夫 婦の経済的負担 の軽減及び少子 化対策に寄与す るため	不育症治療を受 ける夫婦で別に 定める要件を満た すもの	不育症治療に 要する経費 (別 に定める経 費等を除く。)	別に定める 額	<u>子ども保 健課</u>
34	妊婦一般 健康診査 県外受診 助成金	妊婦の保健管理 の向上を図るた め	県外医療機関等 において健康診 査を受診した妊 婦のうち、別に 定める要件を満た す者	県外医療機関 等において受 診した健康診 査に要する費 用	交付対象経 費 (健康診 査の項目ご とに定める 限度額以内 の額)	<u>子ども保 健課</u>
35	産婦健康 診査県外 受診助成 金	産婦の保健管理 の向上を図るた め	県外医療機関等 において健康診 査を受診した産 婦のうち、別に 定める要件を満た す者	県外医療機関 等において受 診した健康診 査に要した費 用	交付対象経 費 (1 回に つき限度額 5 千円)	<u>子ども保 健課</u>
36	新生児聴 覚スクリ ーニング 検査助成 金	聴覚に関する異 常の早期発見及 び早期支援を図 り、新生児の健 康増進に寄与す るため	市内に住所を有 する者で、市外 医療機関等にお いて新生児聴覚 スクリーニング 検査を受けた者 の保護者	新生児聴覚ス クリーニング 検査に要する 費用	交付対象経 費 (1 回に つき限度額 3 千円)	<u>子ども保 健課</u>
37	多胎妊娠 の妊婦健	多胎児を妊娠し た妊婦の保健管	市内に住所を有 する者で多胎児	通常の14回の 妊婦健康診査	交付対象経 費 (1 回に	<u>子ども保</u>

	康診査助 成金	理の向上を図る ため	を妊娠している もの	に追加して受 診する健康診 査に要する費 用	つき限度額 5千円)	健課
38	出産・子 育て応援 給付金	妊婦及び子育て 家庭が安心して 出産し、及び子 育てができる環 境の整備を図る ため	妊婦及び出生し た <u>子ども</u> を養育 する者	出産及び育児 に要する費用	妊婦及び出 生した <u>子ども</u> も1人につ き50千円	<u>子ども保 健課</u>
39	1か月児 健康診査 受診助成 金	新生児の保健管 理の向上を図る ため	市内に住所を有 する者で、市外 医療機関等にお いて1か月児健 康診査を受診し た者の保護者	1か月児健康 診査に要する 費用	交付対象経 費（1回に つき限度額 <u>4千円</u> ）	<u>子ども保 健課</u>

健康福祉部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
12	単位老人 クラブ補 助金	高齢者の自立し た生活の継続及 び介護予防に資 するため	単位老人クラブ	交付対象者の 活動に要する 経費	単位老人ク ラブ会員数 に524円を乗 じた額（別	長寿 社会 課

					に定める重点配分事業を実施する交付対象者にあつては <u>100千円</u> を加算)	
13 ～ 17	略	略	略	略	略	略
18 ～ 22	略	略	略	略	略	略
23	<u>重度身体障害者移送支援事業補助金</u>	<u>重度障害者</u> の自立生活及び社会参加を推進するため	鈴鹿市社会福祉協議会	人件費及び事業費	定額	障がい福祉課
24 ～ 27	略	略	略	略	略	略
28	社会福祉	障害者の地域に	共同生活援助事	社会福祉施設	上限 <u>15,000</u>	障が

	施設等整備費補助金	おける生活の充実及び社会参加の促進を図るため	業所を整備する法人等	等の整備に要する経費	千円	い福祉課
29	略	略	略	略	略	略
30	三重県聴覚障害者福祉大会補助金	聴覚障害及び手話言語に対する理解促進を図るため	一般社団法人三重県聴覚障害者協会	三重県聴覚障害者福祉大会の開催に要する経費	定額	障がい福祉課
31	略	略	略	略	略	略
32 ～ 42	略	略	略	略	略	略
43	風しんの追加的対策事業助成金	抗体検査及び定期予防接種の促進を図り、市民の健康増進に寄与するため	市内に住所を有する者のうち、別に定める要件を満たす者	抗体検査及び定期予防接種に要する費用	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	地域医療推進課
略	略	略	略	略	略	略
46	带状疱疹ワクチン	予防接種の促進を図り、市民の	市内に住所を有する50歳以上の	带状疱疹ワクチンの接種に	別に定める額	地域医療

	接種費助 成金	健康増進に寄与 するため	者	要する費用		推進 課
略	略	略	略	略	略	略
49	略	略	略	略	略	略

産業振興部

区分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
7	略	略	略	略	略	略
8	商談会等 出展支援 事業補助 金	販路の拡大、新 たな事業展開等 を促進し、本市 産業の振興を図 るため	市内に本社又は 主たる事業所を 有する中小製造 業者等	別に定める商 談会等に出展 する事業に要 する経費	交付対象経 費の2分の 1以内の額 (限度額100 千円)	産業 政策 課
9 ・ 10	略	略	略	略	略	略

<u>11</u>	<u>水素供給設備設置事業費奨励金及び水素供給設備設置用地取得助成金</u>	<u>資源循環型社会及びエネルギー供給源の多様化の推進並びに燃料電池自動車の普及に寄与するため</u>	<u>水素供給設備を設置する者</u>	<u>水素供給設備の稼動に際し購入した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税の支払いに要した経費及び水素供給設備を設置するための用地取得に要する経費</u>	<u>水素供給設備の土地、建物及び償却資産に係る固定資産税に相当する額（固定資産税を賦課されることとなった年度の翌年度から起算して5年分を限度とする。）及び水素供給設備を設置するための用地の取得費の5％に相当する額（別に定める限度額以内の額）</u>	<u>産業政策課</u>
<u>12</u> ～ <u>15</u>	略	略	略	略	略	略
<u>16</u>	小規模事業者資金	資金調達の円滑化を促進し、小	市内に主たる事業所又は営業所	三重県信用保証協会の保証	設備資金保証料 <u>全部</u> 及	商業観光

	円滑化促進制度保証料、利子補給金	規模事業者の育成を図るため	を有する小規模事業者	を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る保証料及び設備資金に係る借入金利子	び貸付利率のうち年1.0%以内の額（融資に係る利子の最初の支払日から起算した5年分を限度とする。）並びに運転資金保証料の <u>全額</u>	政策課
<u>17</u>	略	略	略	略	略	略
<u>18</u>	創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金	創業時の資金調達の負担を軽減し創業者の育成及び振興を図るため	主たる事業所又は営業所を市内に有し、又は設置しようとする事業者	三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る保証料	設備資金及び運転資金保証料の <u>全額（限度額100千円）</u>	商業観光政策課
<u>19</u> ～ <u>28</u>	略	略	略	略	略	略

<u>29</u>	<u>文房四宝まつり事業補助金</u>	<u>鈴鹿墨産業の振興及び育成を図るため</u>	<u>第22回文房四宝まつり実行委員会</u>	<u>第22回文房四宝まつりの開催に要する経費</u>	<u>定額</u>	<u>商業観光政策課</u>
<u>30</u>	略	略	略	略	略	略
<u>31</u>	機構集積協力金	担い手への農地の集積及び集約化を促進するた	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構を通じた農地の集積及び集約化に協力する地域又は個人で別に定める要件を満たすもの	担い手へ農地の利用集積及び集約化に協力した地域、 <u>個人等</u> に対する協力金	別に定める額	農林水産課
<u>32</u> ～ <u>39</u>	略	略	略	略	略	略
<u>40</u>	<u>収入保険利用促進補助金</u>	<u>農業経営の安定化を図るため</u>	<u>収入保険に加入する者であって、別に定める要件を満たすもの</u>	<u>収入保険の新規加入に必要な保険料及び付加保険料</u>	<u>別に定める額</u>	<u>農林水産課</u>
<u>41</u>	略	略	略	略	略	略
<u>42</u>	農地利用効率化等	農業者（経営体）の農業用機械	<u>人・農地プランに位置付けられ</u>	農業用機械又は施設の導入	別に定める額	農林水産

	支援事業 費補助金	等の導入の促進 のため	た <u>中心経営体</u>	等に要する経 費		課
<u>43</u>	担い手確 保・経営 強化支援 事業費補 助金	先進的な農業経 営の確立に意欲 的な地域の担い 手の農業用機械 等の導入の促進 のため	<u>人・農地プラン</u> に位置付けられ た <u>中心経営体及</u> <u>び農地中間管理</u> <u>機構から賃借権</u> <u>等の設定を受け</u> <u>ている者</u>	農業用機械又 は施設の導入 等に要する経 費	別に定める 額	農林 水産 課
<u>44</u>	公共緑化 活動事業 補助金	若手植木業者の 植栽技術の向上 のため	みのり会	植栽事業に要 する苗木、肥 料、用土等の 経費	交付対象経 費の2分の 1以内の額 (<u>限度額13</u> <u>0千円</u>)	農林 水産 課
<u>45</u> ～ <u>71</u>	略	略	略	略	略	略
<u>72</u>	経営継承 ・発展等 支援事業 費補助金	地域の農地利用 等を担う経営体 を確保するため	<u>人・農地プラン</u> に基づく経営体 等の経営の後継 者であって、別 に定める要件を 満たすもの	後継者が取り 組む経営発展 に要する経費	別に定める 額	農林 水産 課
<u>73</u> ～ <u>80</u>	略	略	略	略	略	略

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
10	特定空家等除却費補助金	市内の特定空家等の除却を促進し、地域住民の安全及び生活環境の保全を図るため	別に定める要件を満たす特定空家等の所有者等	別に定める要件を満たす特定空家等の除却工事に要する経費	交付対象経費の3分の1の額（限度額 <u>30万円</u> ）	住宅政策課

略

上下水道局

略

別表第 2（第 3 条関係）

区分	補助金等の名称	所管課
1	略	略
<u>2</u>	<u>特殊詐欺被害防止機器設置費補助金</u>	<u>交通防犯課</u>
<u>3～10</u>	略	略
<u>11</u>	ファミリー・サポート・センター事業利用助成金	<u>子ども政策課</u>
<u>12</u>	自立支援教育訓練給付金	<u>子ども政策課</u>
<u>13</u>	高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金	<u>子ども政策課</u>
<u>14</u>	<u>放課後児童クラブ安全対策事業費補助金</u>	<u>子ども政策課</u>

<u>15</u>	私立保育所等児童検診補助金	子ども育成課
<u>16</u>	私立幼稚園教育環境整備事業費補助金	子ども育成課
<u>17</u>	私立幼稚園園児健康管理費補助金	子ども育成課
<u>18</u>	私立幼稚園等実費徴収補足給付事業費補助金	子ども育成課
<u>19</u>	多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金	子ども育成課
<u>20</u>	私立保育所等給食費支援給付金	子ども育成課
<u>21</u>	物価高騰対策私立保育所等運営支援給付金	子ども育成課
<u>22</u>	妊婦一般健康診査県外受診助成金	子ども保健課
<u>23</u>	産婦健康診査県外受診助成金	子ども保健課
<u>24</u>	新生児聴覚スクリーニング検査助成金	子ども保健課
<u>25</u>	多胎妊娠の妊婦健康診査助成金	子ども保健課
<u>26</u>	1 か月児健康診査受診助成金	子ども保健課
<u>27～40</u>	略	略
<u>41</u>	農業経営基盤強化資金利子補給金	農林水産課
<u>42～45</u>	略	略
<u>46</u>	収入保険利用促進補助金	農林水産課
<u>47～51</u>	略	略